

<指導部門>

10 管理課

(1) 公益法人等が行う医療保健業に係る非課税措置制度に関する証明事務

① 概要

一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会で一定の基準を満たしたものや、公益法人等のうち、無料低額な診療を実施する病院事業を行う法人で一定の基準を満たしたものについて、その法人が行う医療保健業を収益事業の範囲から除外する措置を受けるためには、法人税法施行規則第5条第6号又は同規則第6条第4号及び第7号の規定に基づく厚生労働大臣の証明を要するものとされています。

中国四国厚生局では、この証明書の交付事務を行っています。

② 実績（平成27年度）

・証明書の交付 17件

(2) 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明事務

① 概要

特定医療法人として法人税の軽減を受けようとする場合は、租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号の規定に基づく厚生労働大臣の証明を要するものとされています。

中国四国厚生局では、この証明書の交付事務を行っています。

② 実績（平成27年度）

・証明書の交付 54件

(3) 後期高齢者医療制度の助言・指導監督

① 概要

後期高齢者医療制度の保険者等に対して、後期高齢者医療制度の適正かつ安定的な運営の確保を図り、保険財政の健全化及び医療費の適正化に努めるよう、必要な助言及び指導監督を行っています。

② 実績（平成27年度）

管内の5県、後期高齢者医療広域連合及び市町村並びに国民健康保険団体連合会に対して指導監督を実施し、保険料収入の確保対策、レセプト点検調査の充実強化等の医療費適正化対策、保険事業の推進等について助言を行いました。

・5県、5広域連合、3市2町、2国保連合会

(4) 国民健康保険の助言・指導監督

① 概要

国民健康保険の保険者等に対し、国民健康保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の推進に努めるよう、必要な助言及び指導監督を行っています。

② 実績（平成27年度）

管内の5県及び対象市町等に対して助言・指導監督を実施し、適用の適正化対策、保険給付費等に見合う適正な賦課、保険料（税）収入の確保対策、レセプト点検調査の充実強化等の医療費適正化対策、保健事業の推進等について助言を行いました。

・ 5県、3市2町、2国保連合会、1国保組合

(5) 社会保険診療報酬支払基金の实地監査

① 概要

保険医療機関及び保険薬局から提出された被用者保険分に係るレセプトの審査・支払業務等を行っている社会保険診療報酬支払基金支部に対し、業務の適正かつ効率的な運営を確保するよう、少なくとも3年に1回实地監査を行います。

中国四国厚生局では、管内（5県）の社会保険診療報酬支払基金支部の实地監査を実施しました。

② 実績（平成27年度）

・ 1支部（山口）